

正しくは慶雲の時の御制を用しなるべし。
 〔萬葉考別記二〕凡古への女の髪のさま末にも用あれば委しくいはむ、そも幼きほどには、目ざしともいひて、ひたひ髪の目をさすばかり、生下れり、それ過て肩あたりへ下るほどに、末を切てはなちてあるを、放髪ハナカケとも童放ウナキナリとも、うなる兒ともいへり、八歳ヤトトシ子と成ては、きらで長からしむ、それより十四五歳と成て男するまでも垂てのみあれば、猶うなるはなりともわらはともいへり、
略中

上つ代には、男の髪は頂に二ところゆひ、女は頂に一所にゆひつと見ゆ、そのちまでも髪あげせしを、いと後に垂し事有か、天武天皇紀に、髪を皆結せられし事有て、又故の如く垂髪スベシキトオリ于背せよとの御制あり、さて持統天皇紀には、いかにともなくて、文武天皇の慶雲二年の紀に、令天下婦女、自非神部齋宮人及老嫗、皆髻髮語在前總、至是重制也、とあれば、其後すべてあげつらん、かくて今、京このかたの書には、ともかくも見えず、もの語ぶみらには、専ら垂たる様を書たり、只續古事談て、ふ物に高内侍云々、圓融院の御時、典侍辭しけれども、ゆるされざりければ、内侍所に屏風をたて、さぶらひて、申す事有時は、髪をあげて、女官を多く具して、石灰壇にぞ候けるとあり、後に垂る御制あらば、かくあらんや、おぐるこそ後までも正しとせしこと知べし、うつば物語の紀伊國吹上の卷に、女は髪あげて、唐衣著では、御前に出ずといひ、國ゆづりにも、皆髪あげすと見えたり、かくてそのあげたる形は、内宴の様書たる古き繪に、舞妓の髪あげたる形と、御食まゐらする采女が、髪あげたるひたひの様、うなちのふくらなど、大かたはひとしく、舞妓は寶髻をし、采女はさる飾せぬ也、且和名抄に、假髮須以假覆髮上比多也といひ、蔽髮飛前也といへり、雅亮が五節の事書るに、おきびたひ、すゑびたひといへるも是也、かの舞妓のひたひの厚く中高きと、采女がひたひのいと高からぬに、此二ツのわかち有べし、凡は紫式部日記に髪